

# 2022 年度 自己点検・評価報告書



2023 年 6 月

一般財団法人大学教育質保証・評価センター



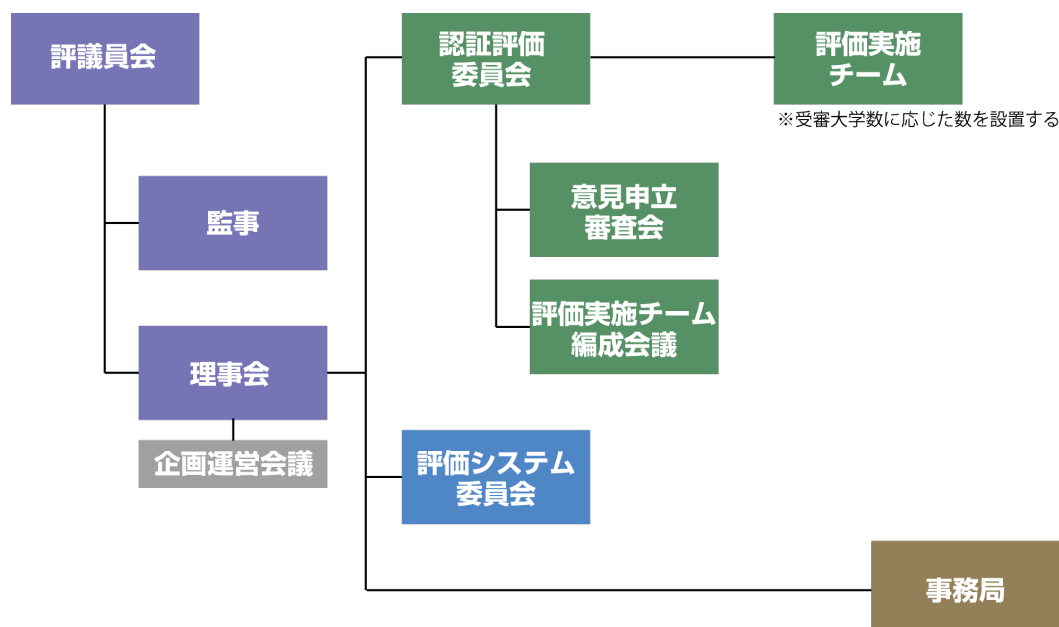
大学教育質保証・評価センターは、大学機関別認証評価に関する規程第 13 条に基づき、2022 年度における大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行った。その結果を報告する。

## 目次

1 組織運営.....	4
2 認証評価事業の実施.....	6
3 その他.....	8

# 1 組織運営

## 【組織構成】



## 【各組織の所掌事項等】

### (1) 評議員会

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 定款の変更
- ③ その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

### (2) 理事会

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職

### (3) 認証評価委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定
- ② 評価実施チームの編成及び評価実施チームに属する認証評価委員会の委員及び専門委員の選任
- ③ 認証評価結果の決定
- ④ その他認証評価に関して理事会が必要と認めた事項

### (4) 評価実施チーム編成会議

評価実施チームの編成に関する具体的事項について検討し、その検討の結果を認証評価委員会に報告する。

### (5) 評価実施チーム

受審大学ごとの状況を調査する。  
評価実施チームに属する専門委員は、教育研究分野の専門家及び大学の評価に関する有識者の中から、評価委員会の議に基づき、代表理事が委嘱する。

### (6) 意見申立審査会

認証評価において受審大学から意見申立てがあった場合に設置し、意見申立てへの対応について審議する

### (7) 評価システム委員会

- ① 大学評価基準及び評価方法の決定に資する基礎的検討
- ② 本センターが行う大学機関別認証評価のシステムに関する自己点検・評価及び改善に向けた検討
- ③ 大学の評価に関する調査研究
- ④ その他理事会が必要と認めた事項

### (8) 企画運営会議

- ① 理事会から付託された事項の審議
- ② 委員会等との連絡及び調整
- ③ その他、代表理事が必要と判断したこと

#### 【自己点検・評価】

- 評議員会、理事会については定款等の諸規定に即した適切な運営を行った。2021 年度の事業報告・決算には監事による監査を受け、監事から指摘のあった事項については、評議員会に提出する資料の監事による事前確認を徹底するよう改善するなど、理事会において確実な対応を行った。
- 認証評価委員会は合計 3 回開催し、認証評価の実施方針の決定、評価報告書(案)の作成・最終承認など滞りなく認証評価作業を遂行した。
- 評価システム委員会は 1 回開催し、2022 年度の大学設置基準等の改正に伴う対応などについて検討を行った。
- 評価実施チームを構成する専門委員については、会員校から推薦を受けた候補者から積極的に選任し、計 53 名の専門委員の参画を得た。新たに評価を経験した専門委員からは、有意義な経験となった等の声が事後アンケートで届いており、このことは質保証の経験を広げる取り組みにもつながったと考えられる。専門委員に対する研修の充実を図りつつ、今後も会員大学の教職員の参画を進めていく。
- 事務局体制は、受審大学の増加に対応して 3 人増員し、11 人の構成とした。

## 2 認証評価事業の実施

### 【目的】

- (1)大学の教育研究の質を保証すること
- (2)大学の教育研究の質を保証すること
- (3)大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4)大学の教育研究活動等の改善を継続的に  
行う仕組み(内部質保証)」の実質化を促すこと

### 【基本的な方針】

- (1)第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2)内部質保証の実質化の促進
- (3)本評価以外の大学評価結果の活用

### 【大学評価基準の構成】

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

基準2 水準評価:教育研究の質の向上

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

※別紙として基準ごとに「評価の指針」を策定

### 【評価の実施方法】

- (1)書面評価
- (2)実地調査
- (3)評価結果(案)の作成
- (4)意見申立ての照会
- (5)評価結果の確定・公表

### 【認証評価に向けた研修等】

専門委員に対し、評価者研修会を開催し、大学評価基準や評価作業についての研修を行っている。研修は全ての専門委員に対し実施し、当日出席できない専門委員にはアーカイブ配信等による代替措置を行っている。

### 【認証評価の実施状況】

2022 年度(19 大学)

・大分県立看護科学大学	・下関市立大学	・福山市立大学
・大阪市立大学	・高崎経済大学	・前橋工科大学
・尾道市立大学	・千葉県立保健医療大学	・宮崎県立看護大学
・神奈川県立保健福祉大学	・長岡造形大学	・宮崎公立大学
・北九州市立大学	・長野大学	・和歌山県立医科大学
・滋賀県立大学	・名古屋市立大学	
・静岡文化芸術大学	・福岡県立大学	

### 【自己点検・評価】

- 認証評価事業 3 か年度目において 19 大学の受審があったが、事務局職員を増員し必要な事務作業に遅滞なく対応できた。
- 実地調査が引き続き、原則オンライン実施となったことについては、アンケートの声をもとに、受審大学の通知等のスケジュールを前倒しするなど、運用面の改善を図った。
- 実地調査は、効率的に評価を進める観点から引き続きオンラインにより実施した。前年度の経験を活かし、事前の調整や接続テストを徹底することで、受審大学の増にも滞りなく対応できた。
- 一方で、書面評価及び実地調査の結果に基づき、更に確認が必要な事項がある大学に対しては、対面による実地調査を追加で実施した。重要な調査事項を重ねて確認する場として有効に機能したと考えられることから、評価の公正な実施に留意しつつ、評価プロセスとして定着させていく方向で検討している。
- 評価報告書については、2021 年度末に示された「認証評価機関の認証に関する審査会」のコメントを受け、基準ごとの評価の記載について基準2、3それぞれ 1 ページ増を行った。一方で事後アンケートでは簡潔な記述が望ましいとする専門委員の声もあり、評価結果の示し方については、簡潔な示し方の中で重要な指摘を盛り込めるように工夫するなど慎重な検討を行う必要がある。
- 受審大学から、事務的な確認項目の多さ、回答期限の短さへの改善要望についての意見が寄せられていることから、特に基準1についてはフィードバック・ノートに蓄積した情報を分析し重点事項に着目した評価を行うことで、より効率的・効果的に作業を進められないかについて検討している。
- 基準2及び基準3の趣旨については理解の進展が得られているが、一部の受審大学における理解不足については、引き続きの対応が必要となっている。
- 評価者研修会については、特に新たな専門委員から評価作業についての詳細な説明を求める意見が複数寄せられており、評価者の人数の拡大に応じた研修会資料の充実が求められる。

### 3 その他

#### 【会員大学に向けた取組み】

##### (1) 会員大学数

2022年度:65大学(※2023年3月31日時点)

##### (2) 質保証研究会

会員大学が質保証への理解を深める場として開催している。

##### (3) 会員大学専用ページ

2021年度から本センターウェブページにおいて会員大学専用ページの運用を開始し、質保証研究会の資料やアーカイブ動画のほか、本センターからのお知らせや、会員大学の質保証に資する情報提供を行っている。

#### 【広報・渉外活動】

##### (1) 認証評価実務説明会

受審大学に対し、受審年度の前年度に大学機関別認証評価実務説明会を開催し本センターの認証評価の考え方や、点検評価ポートフォリオ作成にあたっての説明等を行っている。

##### (2) ニュースレター

年1回発行し、本センターの事業等について周知している。

##### (3) 渉外活動

他団体と連携した活動として、認証評価機関連絡協議会、大学ポートレート運営会議等に参加し、高等教育政策の動向に関する情報収集や、各団体が実施する認証評価についての情報共有を行っている。



#### 【自己点検・評価】

- 会員大学数は、前年度末から 10 大学増えた結果年度末に 65 大学となり、設立時に想定した 45 大学を上回っている。引き続き、評価の理念や特徴について周知の努力を図り、さらなる会員の獲得を目指す。
- 質保証研究会は、受審数の増への対応に追われた結果、開催できなかった。2023 年度以降は計画的に実施することが求められる。
- 会員大学専用ページについては、質保証研究会の実績を重ねて動画コンテンツ等を充実させていくほか、各大学が質保証に取り組むために参考となる情報の充実が求められる。
- 認証評価実務説明会は 53 大学・3 機関(認証評価機関)から 218 名の参加があった。引き続き、点検評価ポートフォリオ作成作業の負担軽減や認証評価への理解促進に向け、資料の見直しや説明会の内容の充実化を図っていく。
- 広報活動としては、ニュースレターを 1 回発行し、認証評価のふり返しや受審大学からの声、研究会のお知らせ等についての情報発信を行った。本センターの認証評価の特徴や、実施状況を周知する媒体となるよう内容や発行方法を工夫していくことが望ましい。